

労働安全衛生法の一部を改正する法律案の経緯

- 平成22年12月 労働政策審議会建議「今後の職場における安全衛生対策について」
- 平成23年10月 安全衛生分科会に「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」
を諮問・答申
- 平成23年12月 「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」を臨時国会に提出
会期末により継続審議となる
- ※ 平成24年通常国会期間中に、受動喫煙防止対策部分について
与野党間で修正の動き。
- 平成24年 8月 衆議院厚生労働委員会において提案理由説明を実施
- 平成24年 9月 会期末により継続審議となる
- 平成24年11月 臨時国会でも継続審議となっていたが、解散により廃案
- 現在 平成25年通常国会には未提出

労働安全衛生法の一部を改正する法律案の概要

メンタルヘルス対策の充実・強化

- 医師又は保健師による労働者の精神的健康の状況を把握するための検査を行うことを事業者に義務付ける。
- 労働者は、事業者が行う当該検査を受けなければならないこととする。
- 検査の結果は、検査を行った医師又は保健師から、労働者に対し通知されるようにする。医師又は保健師は、労働者の同意を得ないで検査の結果を事業者に提供してはならないこととする。
- 検査の結果を通知された労働者が面接指導の申出をしたときは、医師による面接指導を実施することを事業者に義務付ける。
- 面接指導の申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないこととする。
- 事業者は、面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加

- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する労働者に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡の制限の対象に追加する。

受動喫煙防止対策の充実・強化

- 受動喫煙を防止するための措置として、職場の全面禁煙、空間分煙を事業者に義務付ける。
- ただし、当分の間、飲食店その他の当該措置が困難な職場については、受動喫煙の程度を低減させるため一定の濃度又は換気の基準を守ることを義務付ける。

施行期日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

（「型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加」は、6月を超えない範囲内で政令で定める日）